

令和6年度京丹後市医療確保奨学金募集要領

制度の目的

京丹後市の医療の充実に必要な医師の養成及び就業促進を図るため、将来、京丹後市立病院、京丹後市国民健康保険直営診療所その他京丹後市が定める医療機関（地域医療機関）において医師として勤務する意思を有する者に対し、研修又は修学に要する資金を貸与するものです。貸与を受けた期間に相当する期間、京丹後市内の市が指定する医療機関で従事された場合は奨学金の返還が免除されます。

応募資格、応募方法等

1 応募資格

次のいずれかに該当する者で、将来、京丹後市内の地域医療機関において医師の業務に従事しようとする意思を有する者。

- (1) 専門研修を受けている医師（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了し、専門性を向上するための研修を受けている医師）
- (2) 臨床研修を受けている医師（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師）
- (3) 大学院の医学の履修する課程に在学する医師（学校教育法第97条に規定する大学院をいう。）
- (4) 大学の医学を履修する課程に在学する者（学校教育法第1条に規定する大学をいう。）※令和6年度入学予定者を含む

2 募集人数 1名

3 貸与の額

- (1) 基本額 月額 20万円以内
- (2) 特定診療科加算 月額 5万円

※ 少子化対策として特定診療科に設定（小児科、産婦人科）

4 貸与の期間

貸与の決定を受けた年度の4月から3月まで（1年間）

- (1) 貸与の決定は毎年度行います。
- (2) 次年度以降も申請書の提出が必要です。(研修を修了するまでの期間及び履修課程に在学する期間は原則として引き続き貸与することとします。)

5 貸与の時期

6月、9月、12月及び3月に当該月分までを指定の口座に振り込みます。

6 貸与の決定 申請書類及び面接により決定します。

7 応募方法及び募集期間

(1) 申請書及び提出書類

① 医療確保奨学金等申請書(様式第1号)

- ・「現住所」欄には住民票に記載の住所を記入
- ・「その他の連絡先」欄には住民票に記載の住所以外に連絡及び書類送付を希望する場合のみ記入

(例) 住民票は実家のままだが、書類の送付は現居住地にしてほしい⇒居住地を記入
住民票は現居住地に移しているが、書類の送付は実家にしてほしい⇒実家の住所を記入

② 申請理由書

③ 誓約書(様式第2号)

④ 医療確保奨学金等貸与者推薦書(様式第3号:研修施設、大学院、大学が作成)

⑤ 合格通知書の写し(大学に入学前の方のみ)

⑥ 医師免許証の写し(医師のみ)

⑦ 住民票の写し(または住民票記載事項証明書)

⑧ 在学証明書(大学生のみ)

※証明日が令和6年4月1日以降のもので、令和6年度に属する学年が記載されたもの。

⑨ 成績証明書(大学生及び令和6年度大学入学者)

※大学生は令和5年度の成績が記載されたもの

※令和6年度大学入学者は最終学歴のもの

⑩ 本人及び連帯保証人の印鑑証明書

⑪ 履歴書

- ・「現住所」欄には住民票に記載の住所を記入
- ・「その他の連絡先」欄には住民票に記載の住所以外に連絡及び書類送付を希望する

場合のみ記入

※申請書は市ホームページにも掲載します。

(2) 保証人

- ① 申請には2名の連帯保証人が必要です。連帯保証人は独立した生計を営み、奨学金の返還及び延滞利息の支払いの責任を負うことができる資力を有する者としてします。
- ② 貸与を受けようとする者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は法定代理人としてください。

(3) 応募期間

令和6年2月9日(金)から令和6年5月9日(木)17時まで(土、日、祝日は除く)

※ 郵送による場合は5月9日必着のこと。

※ 募集人数に満たないときは、引き続き募集を受け付けます。

(4) 応募方法

京丹後市医療部医療政策課に申請書及び関係書類を提出してください。

奨学金の返還

次の返還事由が生じたときは、市長が指定する日までに返還しなければなりません。

1 返還事由

- ア 奨学金の貸与の決定を取り消されたとき
- イ 大学を卒業した日の属する年度の翌年度末までに医師免許を取得できなかったとき
- ウ 地域医療機関(免除施設)において医師の業務に従事しなかったとき

2 返還方法

- ア 一括払い
- イ 月賦(貸与を受けた期間を限度とします)
- ウ 半年賦(貸与を受けた期間を限度とします)

3 返還利息 無利息

4 延滞利息

返還額を返還期日までに返還されない場合は、返還期日の翌日から返還日まで
の間、年 14.6 パーセントの延滞利息を支払わなければなりません。

地域医療機関

将来、京丹後市内の医療機関において医師の業務に従事された場合に、奨学金等
の返還が免除される医療機関

京丹後市立弥栄病院、京丹後市立久美浜病院、京丹後市国民健康保険直営診療所、
その他の市が指定する医療機関

返還の猶予

次の奨学金等の返還猶予事由が生じたときは、返還を猶予します。

- ア 地域医療機関に勤務しており、返還を免除する過程にあるとき
- イ 地域医療機関に勤務するまでの猶予期間（3年）にあるとき
- ウ 災害、疾病等、その他やむを得ない事由であると市長が認めたとき

奨学金等の返還免除

貸与相当期間に3年（専門研修に要する期間が3年を超える場合は、必要な期間
まで延長が可能）を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に貸
与相当期間従事した場合のみ、奨学金の返還債務が全額免除になります。（特定診療
科加算については、特定診療科の医師として貸与相当期間従事した場合に限り免除
します。）

注意事項

- 1 申請者は、この要領のほか「京丹後市医療確保奨学金等の貸与に関する条例」及
び「京丹後市医療確保奨学金等の貸与に関する条例施行規則」をよく読み、本制度
の内容を十分確認してください。
- 2 申請書等は遺漏のないよう正確に記載してください。
- 3 申請書及び提出書類は、受付後一切お返しできませんのでご了承ください。
※応募に際し提出された個人情報、この選考以外には使用いたしません。

問い合わせ先・書類提出先

京丹後市医療部医療政策課

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

【電 話】 0772-69-0360

【F A X】 0772-69-0901

【メール】 iryoy@city.kyotango.lg.jp

●京丹後市医療確保奨学金 HP 募集ページ



【URL】<https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/iryoy/iryoyoseisaku/1/2/3743.html>